

「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」(第1章)の改訂の新旧対照表

(下線部が改訂箇所)

現行	改訂
<p>目次</p> <p>第1章 地方独立行政法人(公営企業型を除く)に適用される会計基準及び注解</p> <p>第1節 一般原則</p> <p>第2節 概念</p> <p>第3節 認識及び測定</p> <p>第4節 財務諸表の体系</p> <p>第5節 貸借対照表</p> <p>第6節 損益計算書</p> <p>第7節 キャッシュ・フロー計算書</p> <p>第8節 利益の処分又は損失の処理に関する書類</p> <p>第9節 行政サービス実施コスト計算書</p> <p>第10節 附属明細書及び注記</p> <p>第11節 地方独立行政法人固有の会計処理</p> <p>第12節 連結財務諸表</p> <p>第13節 合併に関する会計処理</p> <p>第2節 概念</p> <p>第8 資産の定義</p> <p>1 地方独立行政法人の資産とは、過去の取引又は事象の結果として地方独立行政法人が支配する資源であって、それにより地方独立行政法人のサービス提供能力又は将来の経済的便益が期待されるものをいう。</p> <p>2 資産は、固定資産及び流動資産に分類される。</p> <p>3 地方独立行政法人においては、繰延資産を計上してはならない。(注</p>	<p>目次</p> <p>第1章 地方独立行政法人(公営企業型を除く)に適用される会計基準及び注解</p> <p>第1節 一般原則</p> <p>第2節 概念</p> <p>第3節 認識及び測定</p> <p>第4節 財務諸表の体系</p> <p>第5節 貸借対照表</p> <p>第6節 損益計算書</p> <p>第7節 キャッシュ・フロー計算書</p> <p>第8節 利益の処分又は損失の処理に関する書類</p> <p>第9節 行政サービス実施コスト計算書</p> <p>第10節 附属明細書及び注記</p> <p>第11節 地方独立行政法人固有の会計処理</p> <p>第12節 連結財務諸表</p> <p>第13節 合併に関する会計処理</p> <p>第2節 概念</p> <p>第8 資産の定義</p> <p>1 地方独立行政法人の資産とは、過去の取引又は事象の結果として地方独立行政法人が支配する資源であって、それにより地方独立行政法人のサービス提供能力又は将来の経済的便益が期待されるものをいう。</p> <p>2 資産は、固定資産及び流動資産に分類される。</p> <p>3 地方独立行政法人においては、繰延資産を計上してはならない。(注</p>

8)

<注 8> 繰延資産について

地方独立行政法人においては、一般的に地方公共団体からの財源措置が行われるが、その額は、通常地方独立行政法人に負託された業務に係る支出額に対応する形で措置されることとなる。また、研究開発費等を資産として貸借対照表に計上することは適当でないとする「研究開発費に係る会計基準」の考え方を勘案すると、地方独立行政法人においては繰延資産を計上することは適当ではなく、支出した当該事業年度の費用として処理すべきものである。

第12 投資その他の資産

- 1 流動資産、有形固定資産又は無形固定資産に属するもの以外の長期資産は、投資その他の資産に属するものとする。
- 2 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。
 - (1) 投資有価証券。ただし、関係会社（「第97 連結の範囲」及び「第106 関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の有価証券を除く。
 - (2) 関係会社株式
 - (3) その他の関係会社有価証券
 - (4) 長期貸付金。ただし、役員、職員（公立大学法人については「教職員」とする。以下同じ。）又は関係法人（「第95 連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。以下同じ。）に対する長期貸付金を除く。
 - (5) 役員又は職員に対する長期貸付金
 - (6) 関係法人長期貸付金
 - (7) 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権
 - (8) 長期前払費用
 - (9) 未収財源措置予定額（「第82 事後に財源措置が行われる特定の費

8)

<注 8> 繰延資産について

1 地方独立行政法人においては、一般的に地方公共団体からの財源措置が行われるが、その額は、通常地方独立行政法人に負託された業務に係る支出額に対応する形で措置されることとなる。また、研究開発費等を資産として貸借対照表に計上することは適当でないとする「研究開発費に係る会計基準」の考え方を勘案すると、地方独立行政法人においては繰延資産を計上することは適当ではなく、支出した当該事業年度の費用として処理すべきものである。

2 公立大学法人の債券発行に要した費用は、当該費用が発生した事業年度の費用として処理しなければならない。

第12 投資その他の資産

- 1 流動資産、有形固定資産又は無形固定資産に属するもの以外の長期資産は、投資その他の資産に属するものとする。
- 2 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。
 - (1) 投資有価証券。ただし、関係会社（「第98 連結の範囲」及び「第108 関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の有価証券を除く。
 - (2) 関係会社株式
 - (3) その他の関係会社有価証券
 - (4) 長期貸付金。ただし、役員、職員（公立大学法人については「教職員」とする。以下同じ。）又は関係法人（「第96 連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。以下同じ。）に対する長期貸付金を除く。
 - (5) 役員又は職員に対する長期貸付金
 - (6) 関係法人長期貸付金
 - (7) 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権
 - (8) 長期前払費用
 - (9) 未収財源措置予定額（「第82 事後に財源措置が行われる特定の費

用に係る会計処理」により計上される未収財源措置予定額をいう。
以下同じ。)

(10)その他

第15 固定負債

1 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注9)

(1) 資産見返負債(中期計画の想定範囲内で、運営費交付金により、又は国若しくは地方公共団体等からの補助金等により補助金等の交付の目的に従い、若しくは寄附金により寄附者の意図に従い若しくは地方独立行政法人があらかじめ特定した使途に従い償却資産を取得した場合(これらに関し、長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払った場合を含む。)に計上される負債をいう。)

(2) 長期預り補助金等

(3) 長期寄附金債務

(4) 長期借入金

(5) 退職給付(地方独立行政法人の役員及び職員の退職を事由として支払われる退職一時金をいう。以下同じ。)に係る引当金

(6) 退職給付に係る引当金及び資産に係る引当金以外の引当金であって、一年以内に使用されないと認められるもの

(7) 長期未払金

(8) 資産除去債務。ただし、流動負債として計上されるものを除く。

(9) その他の負債で流動負債に属しないもの

2 公立大学法人については、前受受託研究費等(受託研究費及び共同研究費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。)で一年以内に使用されないと認められるもの及び前受受託事業費等(受託事業費及び共同事業費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。)で一年以内に使用されないと認められるものは、固定負債に属するものとする。

用に係る会計処理」により計上される未収財源措置予定額をいう。
以下同じ。)

(10)その他

第15 固定負債

1 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注9)

(1) 資産見返負債(中期計画の想定範囲内で、運営費交付金により、又は国若しくは地方公共団体等からの補助金等により補助金等の交付の目的に従い、若しくは寄附金により寄附者の意図に従い若しくは地方独立行政法人があらかじめ特定した使途に従い償却資産を取得した場合(これらに関し、長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払った場合を含む。)に計上される負債をいう。)

(2) 長期預り補助金等

(3) 長期寄附金債務

(4) 長期借入金

(5) 退職給付(地方独立行政法人の役員及び職員の退職を事由として支払われる退職一時金をいう。以下同じ。)に係る引当金

(6) 退職給付に係る引当金及び資産に係る引当金以外の引当金であって、一年以内に使用されないと認められるもの

(7) 長期未払金

(8) 資産除去債務。ただし、流動負債として計上されるものを除く。

(9) その他の負債で流動負債に属しないもの

2 公立大学法人については、前受受託研究費等(受託研究費及び共同研究費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。)で一年以内に使用されないと認められるもの、前受受託事業費等(受託事業費及び共同事業費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。)で一年以内に使用されないと認められるもの及び公立大学法人債(法第79条の3の規定により発行する債券をいう。以下同じ。)で一年以内に償還されないと認められるものは、固定負債に属するものとする。

第16 流動負債

1 次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。(注9)

- (1) 運営費交付金債務
- (2) 預り施設費
- (3) 預り補助金等(公立大学法人については預り科学研究費補助金等に
係るものを除く。)。ただし、一年以内に使用されないと認められ
るものを除く。(注11)
- (4) 寄附金債務。ただし、一年以内に使用されないと認められるものを
除く。
- (5) 短期借入金
- (6) 未払金(地方独立行政法人の通常の業務活動において発生した未払
金をいう。以下同じ。)
- (7) 地方独立行政法人の通常の業務活動に関連して発生する未払金又は
預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの
- (8) 未払費用で一年以内に対価の支払をすべきもの(注10)
- (9) 未払消費税等
- (10) 前受金(受注工事、受注品等に対する前受金、年度開始前に受領し
た当該年度に係る授業料等をいう。以下同じ。)
- (11) 前受収益で一年以内に収益となるべきもの(注10)
- (12) 引当金(資産に係る引当金及び固定負債に属する引当金を除く。)
- (13) 資産除去債務で一年以内に履行が見込まれるもの
- (14) その他の負債で一年以内に支払又は返済されると認められるもの

2 公立大学法人については、授業料債務(当該年度に係る授業料及び前
受金に係る授業料相当額を振り替えたものをいう。以下同じ。)、前受
受託研究費等(固定負債に属するものを除く。)、前受受託事業費等(固
定負債に属するものを除く。)、預り科学研究費補助金等(科学研究
費補助金等の当該公立大学法人以外を補助対象とする補助金を受領した
場合に計上される負債をいう。以下同じ。)及び預り金(預り施設費、
預り補助金等及び預り科学研究費補助金を除く。以下同じ。)は、流動

第16 流動負債

1 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注9)

- (1) 運営費交付金債務
- (2) 預り施設費
- (3) 預り補助金等(公立大学法人については預り科学研究費補助金等に
係るものを除く。)。ただし、一年以内に使用されないと認められ
るものを除く。(注11)
- (4) 寄附金債務。ただし、一年以内に使用されないと認められるものを
除く。
- (5) 短期借入金
- (6) 未払金(地方独立行政法人の通常の業務活動において発生した未払
金をいう。以下同じ。)
- (7) 地方独立行政法人の通常の業務活動に関連して発生する未払金又は
預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの
- (8) 未払費用で一年以内に対価の支払をすべきもの(注10)
- (9) 未払消費税等
- (10) 前受金(受注工事、受注品等に対する前受金、年度開始前に受領し
た当該年度に係る授業料等をいう。以下同じ。)
- (11) 前受収益で一年以内に収益となるべきもの(注10)
- (12) 引当金(資産に係る引当金及び固定負債に属する引当金を除く。)
- (13) 資産除去債務で一年以内に履行が見込まれるもの
- (14) その他の負債で一年以内に支払又は返済されると認められるもの

2 公立大学法人については、授業料債務(当該年度に係る授業料及び前
受金に係る授業料相当額を振り替えたものをいう。以下同じ。)、前受
受託研究費等(固定負債に属するものを除く。)、前受受託事業費等(固
定負債に属するものを除く。)、預り科学研究費補助金等(科学研究
費補助金等の当該公立大学法人以外を補助対象とする補助金を受領した
場合に計上される負債をいう。以下同じ。)、預り金(預り施設費、預
り補助金等及び預り科学研究費補助金を除く。以下同じ。)及び公立大

負債に属するものとする。

第20 費用の定義

地方独立行政法人の費用とは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の地方独立行政法人の業務に関連し、その資産の減少又は負債の増加（又は両者の組合せ）をもたらす経済的便益の減少であつて、地方独立行政法人の財産的基礎を減少させる資本取引によつてもたらされるものを除くものをいう。（注13）

<注13> 地方独立行政法人の費用の定義から除かれる事例について
資本取引として地方独立行政法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。

- (1) 「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額
- (2) 上記(1)の償却資産の売却、交換又は除却等に直接起因する資産の減少又は負債の増加（又は両者の組合せ）
- (3) 「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について、固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準の規定により、地方独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額
- (4) 「第88 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額

第24 行政サービス実施コスト

次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。

- (1) 地方独立行政法人の損益計算上の費用から運営費交付金及び国又は

学法人債（固定負債に属するものを除く。）は、流動負債に属するものとする。

第20 費用の定義

地方独立行政法人の費用とは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の地方独立行政法人の業務に関連し、その資産の減少又は負債の増加（又は両者の組合せ）をもたらす経済的便益の減少であつて、地方独立行政法人の財産的基礎を減少させる資本取引によつてもたらされるものを除くものをいう。（注13）

<注13> 地方独立行政法人の費用の定義から除かれる事例について
資本取引として地方独立行政法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。

- (1) 「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額
- (2) 上記(1)の償却資産の売却、交換又は除却等に直接起因する資産の減少又は負債の増加（又は両者の組合せ）
- (3) 「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について、固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準の規定により、地方独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額
- (4) 「第89 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額

第24 行政サービス実施コスト

次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。

- (1) 地方独立行政法人の損益計算上の費用から運営費交付金及び国又は

地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益を控除した額（注18）

- (2) 「第85 特定の償却資産に係る減価の会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額
- (3) 「第86 賞与引当金に係る会計処理」により、引当金を計上しないこととされた場合の賞与増加見積額
- (4) 「第87 退職給付に係る会計処理」により、引当金を計上しないこととされた場合の退職給付増加見積額
- (5) 国又は地方公共団体の資産を利用することから生ずる機会費用（注19）
 - ア 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずる機会費用
 - イ 地方公共団体出資から生ずる機会費用
 - ウ 国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引から生ずる機会費用
- (6) 固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準の規定により、地方独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額
- (7) 「第88 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額

第3節 認識及び測定

第36 退職給付引当金の計上方法

- 1 退職給付引当金は、退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を計上しなければならない。
- 2 退職給付債務は、地方独立行政法人の役員及び職員の退職時に見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を一定の割引率及び予想される退職時から現在までの期間に基づき割り引いて計算する。（注30）（注31）

地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益を控除した額（注18）

- (2) 「第85 特定の償却資産に係る減価の会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額
- (3) 「第86 賞与引当金に係る会計処理」により、引当金を計上しないこととされた場合の賞与増加見積額
- (4) 「第87 退職給付に係る会計処理」により、引当金を計上しないこととされた場合の退職給付増加見積額
- (5) 国又は地方公共団体の資産を利用することから生ずる機会費用（注19）
 - ア 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずる機会費用
 - イ 地方公共団体出資から生ずる機会費用
 - ウ 国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引から生ずる機会費用
- (6) 固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準の規定により、地方独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額
- (7) 「第89 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額

第3節 認識及び測定

第36 退職給付引当金の計上方法

- 1 退職給付引当金は、退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額を計上しなければならない。なお、連結貸借対照表においても同様である。
- 2 退職給付債務は、地方独立行政法人の役員及び職員の退職により見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算する。（注30）（注31）

3 未認識過去勤務債務とは、退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加又は減少部分のうち、費用処理（費用の減額処理又は費用を超過して減額した場合の利益処理を含む。次において同じ。）されていないものをいう。未認識過去勤務債務は、平均残存勤務期間内の一定年数で均等償却することができる。

4 未認識数理計算上の差異とは、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更等により発生した差異のうち、費用処理されていないものをいう。未認識数理計算上の差異は、平均残存勤務期間内の一定年数で均等償却することができる。

5 職員数三百人未満の地方独立行政法人については、退職給付債務の計算に当たっては、期末要支給額によることができる。

<注30>退職給付の総額のうち期末までに発生していると認められる額
退職給付の総額のうち期末までに発生していると認められる額は、退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法その他役員及び職員の勤務の対価を合理的に反映する方法を用いて計算しなければならない。

<注31> 割引率について

退職給付債務の計算における割引率は、安全性の高い長期の債券の利回りを基礎として決定しなければならない。

3 未認識過去勤務費用とは、退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加又は減少部分のうち、費用処理（費用の減額処理又は費用を超過して減額した場合の利益処理を含む。次において同じ。）されていないものをいう。未認識過去勤務費用は、原則として各期の発生額について、予想される退職時から現在までの平均的な期間（以下「平均残存勤務期間」という。）以内の一定の年数で按分した額を每期費用処理する。

4 未認識数理計算上の差異とは、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更等により発生した差異のうち、費用処理されていないものをいう。未認識数理計算上の差異は、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を每期費用処理する。

5 職員数三百人未満の地方独立行政法人については、退職給付債務の計算に当たっては、期末要支給額によることができる。

<注30> 退職給付の総額のうち期末までに発生していると認められる額
退職給付の総額のうち期末までに発生していると認められる額は、次のいずれかの方法を選択適用して計算する。この場合、一旦採用した方法は、原則として、継続して適用しなければならない。

(1) 退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法（以下「期間定額基準」という。）

(2) 退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積もった額を、退職給付見込額の各期の発生額とする方法（以下「給付算定式基準」という。）。なお、この方法による場合、勤務期間の後期における給付算定式に従った給付が、初期よりも著しく高い水準となるときには、当該期間の給付が均等に生じるとみなして補正した給付算定式に従わなければならない。

<注31> 割引率について

退職給付債務の計算における割引率は、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定する。

第5節 貸借対照表

第55 負債の表示項目

1 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。

- (1) 資産見返負債
- (2) 長期預り補助金等
- (3) 長期寄附金債務
- (4) 長期前受受託研究費等（公立大学法人に限る。）
- (5) 長期前受受託事業費等（公立大学法人に限る。）
- (6) 長期借入金

(7) 引当金

(8) 長期未払金

(9) 資産除去債務

(10) その他

2 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。

- (1) 運営費交付金債務
- (2) 授業料債務（公立大学法人に限る。）
- (3) 預り施設費
- (4) 預り補助金等
- (5) 寄附金債務
- (6) 前受受託研究費等（公立大学法人に限る。）
- (7) 前受受託事業費等（公立大学法人に限る。）
- (8) 短期借入金

(9) 未払金

(10) 未払費用

(11) 未払消費税等

第5節 貸借対照表

第55 負債の表示項目

1 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。

- (1) 資産見返負債
- (2) 長期預り補助金等
- (3) 長期寄附金債務
- (4) 長期前受受託研究費等（公立大学法人に限る。）
- (5) 長期前受受託事業費等（公立大学法人に限る。）
- (6) 長期借入金
- (7) 公立大学法人債（公立大学法人に限る。）

(8) 引当金

(9) 長期未払金

(10) 資産除去債務

(11) その他

2 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。

- (1) 運営費交付金債務
- (2) 授業料債務（公立大学法人に限る。）
- (3) 預り施設費
- (4) 預り補助金等
- (5) 寄附金債務
- (6) 前受受託研究費等（公立大学法人に限る。）
- (7) 前受受託事業費等（公立大学法人に限る。）
- (8) 短期借入金
- (9) 一年以内返済予定長期借入金

(10) 一年以内償還予定公立大学法人債（公立大学法人に限る。）

(11) 未払金

(12) 未払費用

(13) 未払消費税等

(12)前受金

(13)預り金

(14)前受収益

(15)引当金

(16)資産除去債務

(17)その他

第56 純資産の表示項目

- 1 資本金は、出資地方公共団体ごとに区分して表示しなければならない。
- 2 資本剰余金は、資本剰余金の総額を表示するとともに、「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の損益外減価償却相当額の累計額又は固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準「6 減損額の会計処理」(2)を行うこととされた固定資産の損益外減損損失相当額の累計額及び「第88 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る損益外減価償却相当額の累計額及び損益外利息費用相当額の累計額を、それぞれ損益外減価償却累計額又は損益外減損損失累計額及び損益外利息費用累計額として控除して表示しなければならない。
- 3 利益剰余金は、法第40条第1項に基づく積立金（以下「積立金」という。）、法第40条第4項において定められている場合における前中期目標期間繰越積立金、法第40条第3項により中期計画で定める用途に充てるために、用途ごとに適切な名称を付した積立金（以下「目的積立金」という。）及び当期末処分利益に区分して表示する。なお、当期末処分利益の内訳として、当期総利益を表示するものとする。
- 4 その他有価証券の評価差額は、利益剰余金の次に別に区分を設け、その他有価証券評価差額金の科目により表示しなければならない。

第57 貸借対照表の様式

(14)前受金

(15)預り科学研究費補助金等（公立大学法人に限る。）

(16)預り金

(17)前受収益

(18)引当金

(19)資産除去債務

(20)その他

第56 純資産の表示項目

- 1 資本金は、出資地方公共団体ごとに区分して表示しなければならない。
- 2 資本剰余金は、資本剰余金の総額を表示するとともに、「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の損益外減価償却相当額の累計額又は固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準「6 減損額の会計処理」(2)を行うこととされた固定資産の損益外減損損失相当額の累計額及び「第89 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る損益外減価償却相当額の累計額及び損益外利息費用相当額の累計額を、それぞれ損益外減価償却累計額又は損益外減損損失累計額及び損益外利息費用累計額として控除して表示しなければならない。
- 3 利益剰余金は、法第40条第1項に基づく積立金（以下「積立金」という。）、法第40条第4項において定められている場合における前中期目標期間繰越積立金、法第40条第3項により中期計画で定める用途に充てるために、用途ごとに適切な名称を付した積立金（以下「目的積立金」という。）及び当期末処分利益に区分して表示する。なお、当期末処分利益の内訳として、当期総利益を表示するものとする。
- 4 その他有価証券の評価差額は、利益剰余金の次に別に区分を設け、その他有価証券評価差額金の科目により表示しなければならない。

第57 貸借対照表の様式

1 貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。

貸借対照表
(平成〇〇年3月31日)

資産の部

I 固定資産

1 有形固定資産

土地	×××	
減損損失累計額	×××	×××
建物	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
構築物	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
機械装置	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
船舶	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
車両運搬具	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
工具器具備品	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
図書		×××
美術品・収蔵品		×××

1 貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。

貸借対照表
(平成〇〇年3月31日)

資産の部

I 固定資産

1 有形固定資産

土地	×××	
減損損失累計額	×××	×××
建物	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
構築物	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
機械装置	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
船舶	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
車両運搬具	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
工具器具備品	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
図書		×××
美術品・収蔵品		×××

建設仮勘定	×××		
減損損失累計額	×××	×××	
・・・		×××	
有形固定資産合計		×××	
2 無形固定資産			
特許権	×××		
借地権	×××		
・・・		×××	
無形固定資産合計		×××	
3 投資その他の資産			
投資有価証券	×××		
関係会社株式	×××		
長期貸付金	×××		
関係法人長期貸付金	×××		
長期前払費用	×××		
未収財源措置予定額	×××		
・・・		×××	
投資その他の資産合計		×××	
固定資産合計			×××
II 流動資産			
現金及び預金	×××		
有価証券		×××	
受取手形	×××		
貸倒引当金	×××	×××	
未収入金	×××		
貸倒引当金	×××	×××	
たな卸資産		×××	

建設仮勘定	×××		
減損損失累計額	×××	×××	
・・・		×××	
有形固定資産合計		×××	
2 無形固定資産			
特許権		×××	
借地権		×××	
・・・		×××	
無形固定資産合計		×××	
3 投資その他の資産			
投資有価証券		×××	
関係会社株式		×××	
長期貸付金		×××	
関係法人長期貸付金		×××	
長期前払費用		×××	
未収財源措置予定額		×××	
・・・		×××	
投資その他の資産合計		×××	
固定資産合計			×××
II 流動資産			
現金及び預金		×××	
有価証券		×××	
受取手形	×××		
貸倒引当金	×××	×××	
未収入金	×××		
貸倒引当金	×××	×××	
たな卸資産		×××	

前渡金	×××	
前払費用	×××	
未収収益	×××	
・・・	×××	
流動資産合計		×××
資産合計		×××

負債の部

I 固定負債

資産見返負債

資産見返運営費交付金等	×××	
資産見返補助金等	×××	
資産見返寄附金	×××	
建設仮勘定見返運営費交付金	×××	
建設仮勘定見返施設費	×××	
建設仮勘定見返補助金等	×××	×××
長期預り補助金等		×××
長期寄附金債務		×××
長期借入金		×××
引当金		
退職給付引当金	×××	
追加退職給付引当金	×××	
(何)引当金	×××	
・・・	×××	×××
資産除去債務		×××
長期未払金		×××
・・・		×××
固定負債合計		×××

前渡金	×××	
前払費用	×××	
未収収益	×××	
・・・	×××	
流動資産合計		×××
資産合計		×××

負債の部

I 固定負債

資産見返負債

資産見返運営費交付金等	×××	
資産見返補助金等	×××	
資産見返寄附金	×××	
建設仮勘定見返運営費交付金		
建設仮勘定見返施設費	×××	
建設仮勘定見返補助金等	×××	×××
長期預り補助金等		×××
長期寄附金債務		×××
長期借入金		×××
引当金		
退職給付引当金	×××	
追加退職給付引当金	×××	
(何)引当金	×××	
・・・	×××	×××
資産除去債務		×××
長期未払金		×××
・・・		×××
固定負債合計		×××

II 流動負債			
運営費交付金債務	×××		
預り施設費	×××		
預り補助金等	×××		
寄附金債務	×××		
<u>短期借入金</u>	<u>×××</u>		
未払金	×××		
未払費用	×××		
未払消費税等	×××		
前受金	×××		
預り金	×××		
前受収益	×××		
引当金			
(何) 引当金	×××		
・ ・ ・	×××	×××	
資産除去債務	×××		
・ ・ ・		×××	
流動負債合計		×××	
負債合計			×××
純資産の部			
I 資本金			
地方公共団体出資金	×××		
資本金合計		×××	
II 資本剰余金			
資本剰余金	×××		
損益外減価償却累計額 (一)	-×××		
損益外減損損失累計額 (一)	-×××		

II 流動負債			
運営費交付金債務	×××		
預り施設費	×××		
預り補助金等	×××		
寄附金債務	×××		
<u>短期借入金</u>	<u>×××</u>		
<u>一年以内返済予定長期借入金</u>	<u>×××</u>		
未払金	×××		
未払費用	×××		
未払消費税等	×××		
前受金	×××		
預り金	×××		
前受収益	×××		
引当金			
(何) 引当金	×××		
・ ・ ・	×××	×××	
資産除去債務	×××		
・ ・ ・		×××	
流動負債合計		×××	
負債合計			×××
純資産の部			
I 資本金			
地方公共団体出資金	×××		
資本金合計		×××	
II 資本剰余金			
資本剰余金	×××		
損益外減価償却累計額 (一)	-×××		
損益外減損損失累計額 (一)	-×××		

損益外利息費用累計額(一)	-	×	×	×
資本剰余金合計				×

Ⅲ 利益剰余金(又は繰越欠損金)

前中期目標期間繰越積立金				×
(何)積立金				×
積立金				×
当期末処分利益				×
(又は当期末処理損失)				
(うち当期総利益(又は当期総損失))				×
利益剰余金(又は繰越欠損金)合計				×

Ⅳ その他有価証券評価差額金

純資産合計				×
負債純資産合計				×

2 公立大学法人の貸借対照表の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。

貸借対照表
(平成〇〇年3月31日)

資産の部

Ⅰ 固定資産

1 有形固定資産

土地				×
減損損失累計額				×
建物				×
減価償却累計額				×
減損損失累計額				×

損益外利息費用累計額(一)	-	×	×	×
資本剰余金合計				×

Ⅲ 利益剰余金(又は繰越欠損金)

前中期目標期間繰越積立金				×
(何)積立金				×
積立金				×
当期末処分利益				×
(又は当期末処理損失)				
(うち当期総利益(又は当期総損失))				×
利益剰余金(又は繰越欠損金)合計				×

Ⅳ その他有価証券評価差額金

純資産合計				×
負債純資産合計				×

2 公立大学法人の貸借対照表の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。

貸借対照表
(平成〇〇年3月31日)

資産の部

Ⅰ 固定資産

1 有形固定資産

土地				×
減損損失累計額				×
建物				×
減価償却累計額				×
減損損失累計額				×

構築物	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
機械装置	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
工具器具備品	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
図書		×××
美術品・收藏品		×××
船舶	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
車両運搬具	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
建設仮勘定	×××	
減損損失累計額	×××	×××
・・・		×××
有形固定資産合計		×××

2 無形固定資産

特許権	×××	
借地権	×××	
商標権	×××	
実用新案権	×××	
意匠権	×××	
鉱業権	×××	
漁業権	×××	

構築物	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
機械装置	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
工具器具備品	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
図書		×××
美術品・收藏品		×××
船舶	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
車両運搬具	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
建設仮勘定	×××	
減損損失累計額	×××	×××
・・・		×××
有形固定資産合計		×××

2 無形固定資産

特許権	×××	
借地権	×××	
商標権	×××	
実用新案権	×××	
意匠権	×××	
鉱業権	×××	
漁業権	×××	

ソフトウェア	×××	
・・・	×××	
無形固定資産合計	×××	
3 投資その他の資産		
投資有価証券	×××	
関係会社株式	×××	
長期貸付金	×××	
関係法人長期貸付金	×××	
長期前払費用	×××	
未収財源措置予定額	×××	
・・・	×××	
投資その他の資産合計	×××	
固定資産合計		×××

II 流動資産

現金及び預金	×××	
未収学生納付金収入	×××	
徴収不能引当金	×××	×××
未収附属病院収入	×××	
徴収不能引当金	×××	×××
受取手形	×××	
貸倒引当金	×××	×××
有価証券	×××	
たな卸資産	×××	
医薬品及び診療材料	×××	
前渡金	×××	
前払費用	×××	
未収収益	×××	
・・・	×××	

ソフトウェア	×××	
・・・	×××	
無形固定資産合計	×××	
3 投資その他の資産		
投資有価証券	×××	
関係会社株式	×××	
長期貸付金	×××	
関係法人長期貸付金	×××	
長期前払費用	×××	
未収財源措置予定額	×××	
・・・	×××	
投資その他の資産合計	×××	
固定資産合計		×××

II 流動資産

現金及び預金	×××	
未収学生納付金収入	×××	
徴収不能引当金	×××	×××
未収附属病院収入	×××	
徴収不能引当金	×××	×××
受取手形	×××	
貸倒引当金	×××	×××
有価証券	×××	
たな卸資産	×××	
医薬品及び診療材料	×××	
前渡金	×××	
前払費用	×××	
未収収益	×××	
・・・	×××	

流動資産合計			×××
資産合計			×××
負債の部			
I 固定負債			
資産見返負債			
資産見返運営費交付金等	×××		
資産見返補助金等	×××		
資産見返寄附金	×××		
建設仮勘定見返運営費交付金	×××		
建設仮勘定見返施設費	×××		
建設仮勘定見返補助金等	×××	×××	
長期寄附金債務		×××	
長期前受受託研究費等		×××	
長期前受受託事業費等		×××	
長期借入金		×××	
引当金			
退職給付引当金	×××		
追加退職給付引当金	×××		
(何)引当金	×××		
・ ・ ・	×××	×××	
資産除去債務		×××	
長期未払金		×××	
・ ・ ・		×××	
固定負債合計			×××
II 流動負債			

流動資産合計			×××
資産合計			×××
負債の部			
I 固定負債			
資産見返負債			
資産見返運営費交付金等	×××		
資産見返補助金等	×××		
資産見返寄附金	×××		
建設仮勘定見返運営費交付金			
金	×××		
建設仮勘定見返施設費	×××		
建設仮勘定見返補助金等	×××	×××	
長期寄附金債務		×××	
長期前受受託研究費等		×××	
長期前受受託事業費等		×××	
長期借入金		×××	
公立大学法人債	×××		
債券発行差額	×××	×××	
引当金			
退職給付引当金	×××		
追加退職給付引当金	×××		
(何)引当金	×××		
・ ・ ・	×××	×××	
資産除去債務		×××	
長期未払金		×××	
・ ・ ・		×××	
固定負債合計			×××
II 流動負債			

運営費交付金債務	×××			運営費交付金債務	×××		
授業料債務	×××			授業料債務	×××		
預り施設費	×××			預り施設費	×××		
預り補助金等	×××			預り補助金等	×××		
寄附金債務	×××			寄附金債務	×××		
前受受託研究費等	×××			前受受託研究費等	×××		
前受受託事業費等	×××			前受受託事業費等	×××		
<u>短期借入金</u>	<u>×××</u>			<u>短期借入金</u>	<u>×××</u>		
				<u>一年以内返済予定長期借入金</u>	<u>×××</u>		
				<u>一年以内償還予定公立大学法</u>			
				人債	×××		
				<u>債券発行差額</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	
未払金	×××			未払金	×××		
未払費用	×××			未払費用	×××		
未払消費税等	×××			未払消費税等	×××		
<u>前受金</u>	<u>×××</u>			<u>前受金</u>	<u>×××</u>		
				<u>預り科学研究費補助金等</u>	<u>×××</u>		
預り金	×××			預り金	×××		
前受収益	×××			前受収益	×××		
引当金				引当金			
(何) 引当金	×××			(何) 引当金	×××		
・ ・ ・	×××	×××		・ ・ ・	×××	×××	
資産除去債務	×××			資産除去債務	×××		
・ ・ ・	×××			・ ・ ・	×××		
流動負債合計			×××	流動負債合計			×××
負債合計			×××	負債合計			×××
純資産の部				純資産の部			
I 資本金				I 資本金			
地方公共団体出資金	×××			地方公共団体出資金	×××		

資本金合計	×××
II 資本剰余金	
資本剰余金	×××
損益外減価償却累計額 (一)	-×××
損益外減損損失累計額 (一)	-×××
損益外利息費用累計額 (一)	-×××
資本剰余金合計	×××
III 利益剰余金 (又は繰越欠損金)	
前中期目標期間繰越積立金	×××
(何) 積立金	×××
積立金	×××
当期末処分利益	×××
(又は当期末処理損失)	
(うち当期総利益 (又は当期総損失) ×××)	
利益剰余金 (又は繰越欠損金) 合計	×××
IV その他有価証券評価差額金	×××
純資産合計	×××
負債純資産合計	×××

第7節 キャッシュ・フロー計算書

第65 表示区分

- 1 キャッシュ・フロー計算書には、業務活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの区分を設けなければならない。(注42)
- 2 業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。(注43)
- 3 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、固定資産の取得及び

資本金合計	×××
II 資本剰余金	
資本剰余金	×××
損益外減価償却累計額 (一)	-×××
損益外減損損失累計額 (一)	-×××
損益外利息費用累計額 (一)	-×××
資本剰余金合計	×××
III 利益剰余金 (又は繰越欠損金)	
前中期目標期間繰越積立金	×××
(何) 積立金	×××
積立金	×××
当期末処分利益	×××
(又は当期末処理損失)	
(うち当期総利益 (又は当期総損失) ×××)	
利益剰余金 (又は繰越欠損金) 合計	×××
IV その他有価証券評価差額金	×××
純資産合計	×××
負債純資産合計	×××

第7節 キャッシュ・フロー計算書

第65 表示区分

- 1 キャッシュ・フロー計算書には、業務活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの区分を設けなければならない。(注42)
- 2 業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。(注43)
- 3 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、固定資産の取得及び

売却、投資資産の取得及び売却等によるキャッシュ・フローを記載する。(注44)

4 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。(注45)

5 設立団体納付に係るキャッシュ・フローは、業務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。

6 受取利息、受取配当及び支払利息に係るキャッシュ・フローは、いずれも業務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。ただし、公立大学法人については、受取利息及び受取配当金は投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、支払利息は財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。(注46)

<注44> 投資活動によるキャッシュ・フローの区分について

投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。

- (1) 有価証券の取得による支出
- (2) 有価証券の売却による収入
- (3) 有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入
- (5) 施設費による収入
- (6) 施設費の精算による返還金の支出

(7) 資産除去債務の履行による支出

(8) 利息及び配当金の受取額（公立大学法人に限る。）

<注45> 財務活動によるキャッシュ・フローの区分について

財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。

- (1) 短期借入れによる収入
- (2) 短期借入金の返済による支出

売却、投資資産の取得及び売却等によるキャッシュ・フローを記載する。(注44)

4 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。(注45)

5 設立団体納付に係るキャッシュ・フローは、業務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。

6 受取利息、受取配当及び支払利息に係るキャッシュ・フローは、いずれも業務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。ただし、公立大学法人については、受取利息及び受取配当金は投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、支払利息は財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。(注46)

<注44> 投資活動によるキャッシュ・フローの区分について

投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。

- (1) 有価証券の取得による支出
- (2) 有価証券の売却による収入
- (3) 有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入
- (5) 施設費による収入
- (6) 施設費の精算による返還金の支出
- (7) 金銭出資による支出（公立大学法人に限る。）

(8) 資産除去債務の履行による支出

(9) 利息及び配当金の受取額（公立大学法人に限る。）

<注45> 財務活動によるキャッシュ・フローの区分について

財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。

- (1) 短期借入れによる収入
- (2) 短期借入金の返済による支出
- (3) 債券の発行による収入（公立大学法人に限る。）
- (4) 債券の償還による支出（公立大学法人に限る。）

- (3) 長期借入れによる収入
- (4) 長期借入金の返済による支出
- (5) 金銭出資の受入による収入
- (6) 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付による支出
- (7) 利息の支払額（公立大学法人に限る。）

第67 キャッシュ・フロー計算書の様式

- 1 キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。（略）
- 2 公立大学法人のキャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。

キャッシュ・フロー計算書
（平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日）

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

原材料、商品又はサービスの購入による支出	－×××
人件費支出	－×××
その他の業務支出	－×××
運営費交付金収入	×××
授業料収入	×××
入学金収入	×××
検定料収入	×××
附属病院収入	×××
受託研究等収入	×××
受託事業等収入	×××
.....	×××
補助金等収入	×××
補助金等の精算による返還金の支出	－×××
寄附金収入	×××

- (5) 長期借入れによる収入
- (6) 長期借入金の返済による支出
- (7) 金銭出資の受入による収入
- (8) 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付による支出
- (9) 利息の支払額（公立大学法人に限る。）

第67 キャッシュ・フロー計算書の様式

- 1 キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。（略）
- 2 公立大学法人のキャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。

キャッシュ・フロー計算書
（平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日）

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

原材料、商品又はサービスの購入による支出	－×××
人件費支出	－×××
その他の業務支出	－×××
運営費交付金収入	×××
授業料収入	×××
入学金収入	×××
検定料収入	×××
附属病院収入	×××
受託研究等収入	×××
受託事業等収入	×××
.....	×××
補助金等収入	×××
補助金等の精算による返還金の支出	－×××
寄附金収入	×××

小計	×××
.....	×××
設立団体納付金の支払額	-×××
業務活動によるキャッシュ・フロー	×××
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	-×××
有価証券の売却による収入	×××
有形固定資産の取得による支出	-×××
有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入	×××
施設費による収入	×××
<u>施設費の精算による返還金の支出</u>	<u>-×××</u>
資産除去債務の履行による支出	-×××
.....	×××
小計	×××
利息及び配当金の受取額	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	×××
<u>短期借入金の返済による支出</u>	<u>-×××</u>
長期借入れによる収入	×××
長期借入金の返済による支出	-×××
金銭出資の受入による収入	×××
出資等に係る不要財産の出資等団体への納付による支出	-×××
.....	×××

小計	×××
.....	×××
設立団体納付金の支払額	-×××
業務活動によるキャッシュ・フロー	×××
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	-×××
有価証券の売却による収入	×××
有形固定資産の取得による支出	-×××
有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入	×××
施設費による収入	×××
<u>施設費の精算による返還金の支出</u>	<u>-×××</u>
<u>金銭出資による支出</u>	<u>-×××</u>
資産除去債務の履行による支出	-×××
.....	×××
小計	×××
利息及び配当金の受取額	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	×××
<u>短期借入金の返済による支出</u>	<u>-×××</u>
<u>公立大学法人債の発行による収入</u>	<u>×××</u>
<u>公立大学法人債の償還による支出</u>	<u>-×××</u>
長期借入れによる収入	×××
長期借入金の返済による支出	-×××
金銭出資の受入による収入	×××
出資等に係る不要財産の出資等団体への納付による支出	-×××
.....	×××

小計	×××
利息の支払額	-×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××
IV 資金に係る換算差額	×××
V 資金増加額（又は減少額）	×××
VI 資金期首残高	×××
VII 資金期末残高	×××

第76 注記事項

行政サービス実施コスト計算書には、次の事項を注記しなければならない。（注48）

- (1) 機会費用の内訳として、設立団体に係る額を記載するものとする。
- (2) 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用があるときは、その計算方法
- (3) 地方公共団体出資の機会費用があるときは、計算に使用した利率
- (4) 国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用があるときは、計算に使用した利率

<注48> 機会費用計算の注記について

機会費用の計算に当たっては、一定の仮定計算を行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体の財産を無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用は、例えば近隣の地代や賃貸料等を参考に計算を行い、その計算方法を注記する。
- (2) 地方公共団体出資の機会費用は、資本金のうち地方公共団体出資金の合計額に「第79 運営費交付金の会計処理」、「第80 施設費の会計処理」及び「第81 補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第85 特

小計	×××
利息の支払額	-×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××
IV 資金に係る換算差額	×××
V 資金増加額（又は減少額）	×××
VI 資金期首残高	×××
VII 資金期末残高	×××

第76 注記事項

行政サービス実施コスト計算書には、次の事項を注記しなければならない。（注48）

- (1) 機会費用の内訳として、設立団体に係る額を記載するものとする。
- (2) 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用があるときは、その計算方法
- (3) 地方公共団体出資の機会費用があるときは、計算に使用した利率
- (4) 国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用があるときは、計算に使用した利率

<注48> 機会費用計算の注記について

機会費用の計算に当たっては、一定の仮定計算を行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体の財産を無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用は、例えば近隣の地代や賃貸料等を参考に計算を行い、その計算方法を注記する。
- (2) 地方公共団体出資の機会費用は、資本金のうち地方公共団体出資金の合計額に「第79 運営費交付金の会計処理」、「第80 施設費の会計処理」及び「第81 補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第85 特

定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産に係る損益外減価償却累計額を除く。）及び損益外減損損失累計額並びに「第88 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却累計額及び損益外利息費用累計額を控除した地方公共団体外資の純額に一定の利率を乗じて計算する。一定利率については、国債の利回り等を参考にしつつ、簡明な数値を用いることとし、その計算方法を注記する。

- (3) 国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用は、当該融資の各事業年度における平均残高に通常の調達利率と実際の融資利率との差の利率を乗じて計算することとし、その計算方法を注記する。

第10節 附属明細書及び注記

第77 附属明細書

地方独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。（注49）

- (1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第88 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細
- (2) たな卸資産の明細
- (3) 有価証券の明細
- (4) 長期貸付金の明細
- (5) 長期借入金の明細
- (6) 引当金の明細
- (7) 資産除去債務の明細
- (8) 保証債務の明細

定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産に係る損益外減価償却累計額を除く。）及び損益外減損損失累計額並びに「第89 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却累計額及び損益外利息費用累計額を控除した地方公共団体外資の純額に一定の利率を乗じて計算する。一定利率については、国債の利回り等を参考にしつつ、簡明な数値を用いることとし、その計算方法を注記する。

- (3) 国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用は、当該融資の各事業年度における平均残高に通常の調達利率と実際の融資利率との差の利率を乗じて計算することとし、その計算方法を注記する。

第10節 附属明細書及び注記

第77 附属明細書

地方独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。（注49）

- (1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第89 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細
- (2) たな卸資産の明細
- (3) 有価証券の明細
- (4) 長期貸付金の明細
- (5) 長期借入金の明細
- (6) 公立大学法人債の明細（公立大学法人に限る。）
- (7) 引当金の明細
- (8) 資産除去債務の明細
- (9) 保証債務の明細

- (9) 資本金及び資本剰余金の明細
- (10) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細
- (11) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細
- (12) 地方公共団体等からの財源措置の明細
- (13) 役員及び職員の給与の明細
- (14) 開示すべきセグメント情報
- (15) 業務費及び一般管理費の明細（公立大学法人に限る。）
- (16) 寄附金の明細（公立大学法人に限る。）
- (17) 受託研究の明細（公立大学法人に限る。）
- (18) 共同研究の明細（公立大学法人に限る。）
- (19) 受託事業等の明細（公立大学法人に限る。）
- (20) 科学研究費補助金等の明細（公立大学法人に限る。）
- (21) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

第78 注記

- 1 地方独立行政法人の財務諸表には、重要な会計方針、重要な債務負担行為、その作成日までに発生した重要な後発事象、固有の表示科目の内容その他地方独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報を注記しなければならない。
- 2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。（注50）（注51）（注52）（注53）（注54）

<注51> 重要な会計方針等の開示について

- 1 重要な会計方針、表示方法又は会計上の見積りの変更を行った場合には、重要な会計方針の次に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 会計処理の原則又は手続の変更を行った場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
 - (2) 表示方法の変更を行った場合には、その内容
 - (3) 会計上の見積りの変更を行った場合には、その旨、変更の内容及び

- (10) 資本金及び資本剰余金の明細
- (11) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細
- (12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細
- (13) 地方公共団体等からの財源措置の明細
- (14) 役員及び職員の給与の明細
- (15) 開示すべきセグメント情報
- (16) 業務費及び一般管理費の明細（公立大学法人に限る。）
- (17) 寄附金の明細（公立大学法人に限る。）
- (18) 受託研究の明細（公立大学法人に限る。）
- (19) 共同研究の明細（公立大学法人に限る。）
- (20) 受託事業等の明細（公立大学法人に限る。）
- (21) 科学研究費補助金等の明細（公立大学法人に限る。）
- (22) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

第78 注記

- 1 地方独立行政法人の財務諸表には、重要な会計方針、重要な債務負担行為、その作成日までに発生した重要な後発事象、固有の表示科目の内容その他地方独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報を注記しなければならない。
- 2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。（注50）（注51）（注52）（注53）（注54）

<注51> 重要な会計方針等の開示について

- 1 重要な会計方針、表示方法又は会計上の見積りの変更を行った場合には、重要な会計方針の次に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 会計処理の原則又は手続の変更を行った場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
 - (2) 表示方法の変更を行った場合には、その内容
 - (3) 会計上の見積りの変更を行った場合には、その旨、変更の内容及び

当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

2 会計方針とは、地方独立行政法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続をいう。なお、会計方針の例としては次のようなものがある。

- (1) 運営費交付金収益の計上基準
- (2) 減価償却の会計処理方法
- (3) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
- (4) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (5) たな卸資産の評価基準及び評価方法

(6) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

(7) 未収財源措置予定額の計上基準

(8) 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

3 表示方法とは、地方独立行政法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した表示の方法（注記による開示も含む。）をいい、財務諸表の科目分類、科目配列及び報告様式が含まれる。

4 会計上の見積りとは、資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出することをいう。

第11節 地方独立行政法人固有の会計処理

(新設)

当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

2 会計方針とは、地方独立行政法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続をいう。なお、会計方針の例としては次のようなものがある。

- (1) 運営費交付金収益の計上基準
- (2) 減価償却の会計処理方法
- (3) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
- (4) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (5) たな卸資産の評価基準及び評価方法

(6) 債券発行差額の償却基準（公立大学法人に限る。）

(7) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

(8) 未収財源措置予定額の計上基準

(9) 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

3 表示方法とは、地方独立行政法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した表示の方法（注記による開示も含む。）をいい、財務諸表の科目分類、科目配列及び報告様式が含まれる。

4 会計上の見積りとは、資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出することをいう。

第11節 地方独立行政法人固有の会計処理

第88 債券発行差額の会計処理

1 公立大学法人が事業資金等の調達のために債券を発行する場合には、債券の額面金額をもって貸借対照表価額とする。

2 債券の額面金額と異なる金額で発行したときは、当該額面金額と異なる金額は、収入金額と額面金額との差額を債券発行差額として貸借対照表に表示するものとする。

3 債券発行差額は、毎事業年度、債券の償還期間にわたり合理的な基準で計算した額を償却しなければならない。期限前に債券を償還した場

第88 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理

地方独立行政法人が保有する有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等（「第37 資産除去債務に係る会計処理」において定める資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額をいう。以下同じ。）のうち、当該費用に対応すべき収益の獲得が予定されていないものとして特定された除去費用等については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。（注63）

<注63> 特定の除去費用等の会計処理について

- 1 業務の財源を運営費交付金等に依存する地方独立行政法人においては、除去費用等の発生期間における当該費用については、通常は運営費交付金等の算定対象とはならず、また、運営費交付金等に基づく収益以外の収益によって充当することも必ずしも予定されていない。このような除去費用等については、各期間に対応させるべき収益が存在するものではなく、また、地方独立行政法人の運営責任という観点からも、その範囲外にあると考えることもできる。このため、このような除去費用等は損益計算上の費用には計上せず、地方独立行政法人の資本剰余金を直接減額することによって処理するものとする。この取扱いは、資産除去債務の負債計上時までに別途特定された除去費用等に限り行うものとする。
- 2 貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「第88 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」に基づく除去費用に係る減価償却の費用配分額は損益外減価償却相当額の累計額を、時の経過による資産除去債務の調整額は損益外利息費用相当額の累計額をそれぞれ表示しなければならない。

合には、債券発行差額の未償却残高のうち、償還した債券に対応する部分を当該事業年度に償却するものとする。

第89 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理

地方独立行政法人が保有する有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等（「第37 資産除去債務に係る会計処理」において定める資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額をいう。以下同じ。）のうち、当該費用に対応すべき収益の獲得が予定されていないものとして特定された除去費用等については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。（注63）

<注63> 特定の除去費用等の会計処理について

- 1 業務の財源を運営費交付金等に依存する地方独立行政法人においては、除去費用等の発生期間における当該費用については、通常は運営費交付金等の算定対象とはならず、また、運営費交付金等に基づく収益以外の収益によって充当することも必ずしも予定されていない。このような除去費用等については、各期間に対応させるべき収益が存在するものではなく、また、地方独立行政法人の運営責任という観点からも、その範囲外にあると考えることもできる。このため、このような除去費用等は損益計算上の費用には計上せず、地方独立行政法人の資本剰余金を直接減額することによって処理するものとする。この取扱いは、資産除去債務の負債計上時までに別途特定された除去費用等に限り行うものとする。
- 2 貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「第89 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」に基づく除去費用に係る減価償却の費用配分額は損益外減価償却相当額の累計額を、時の経過による資産除去債務の調整額は損益外利息費用相当額の累計額をそれぞれ表示しなければならない。

3 当該特定された除去費用等については、資産除去の実行時において、その実際の発生額を損益計算書上の費用に計上するものとする。

第90～第94 (略)

第12節 連結財務諸表

第1款 連結財務諸表の作成目的及び一般原則

第95～第100 (略)

第2款 連結貸借対照表の作成基準

第101 連結貸借対照表作成の基本原則

連結貸借対照表は、地方独立行政法人及び特定関連会社の個別貸借対照表における資産、負債及び純資産の金額を基礎とし、特定関連会社の資産及び負債の評価、地方独立行政法人及び連結される特定関連会社（以下「連結法人」という。）に対する出資とこれに対応する当該連結法人の資本との相殺消去その他必要とされる地方独立行政法人及び連結法人相互間の項目を消去して作成する。

第102～第105 (略)

(新設)

第106・第107 (略)

3 当該特定された除去費用等については、資産除去の実行時において、その実際の発生額を損益計算書上の費用に計上するものとする。

第91～第95 (略)

第12節 連結財務諸表

第1款 連結財務諸表の作成目的及び一般原則

第96～第101 (略)

第2款 連結貸借対照表の作成基準

第102 連結貸借対照表作成の基本原則

連結貸借対照表は、地方独立行政法人及び特定関連会社の個別貸借対照表における資産、負債及び純資産の金額を基礎とし、特定関連会社の資産及び負債の評価、連結される特定関連会社に対する出資とこれに対応する当該連結される特定関連会社の資本との相殺消去その他必要とされる地方独立行政法人及び連結される特定関連会社（以下「連結法人」という。）相互間の項目を消去して作成する。

第103～第106 (略)

第107 法人税等の期間配分に係る会計処理

1 連結法人の法人税等については、一時差異等に係る税金の額を期間配分しなければならない。

2 一時差異等に係る税金の額は、独立行政法人会計基準「第35 法人税等の期間配分に係る会計処理」に準じ、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上しなければならない。

第108・第109 (略)

第3款 連結損益計算書の作成基準
第108～第111 (略)

第4款 連結キャッシュフロー計算書の作成基準
第112・第113 (略)

第5款 連結剰余金計算書の作成基準
第114・第115 (略)

第6款 関連公益法人等の取扱い
第116 (略)

第117 関連公益法人等の範囲

- 1 関連公益法人等とは、地方独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は地方独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、地方独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等をいう。(注78)
- 2 次の場合には、公益法人等の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない限り、当該公益法人等は関連公益法人等に該当するものとする。
 - (1) 理事等のうち、地方独立行政法人の役職員経験者の占める割合が三分の一以上である公益法人等
 - (2) 事業収入に占める地方独立行政法人との取引に係る額が三分の一以上である公益法人等
 - (3) 基本財産の五分之一以上を地方独立行政法人が出えんしている財団法人
 - (4) 会費、寄附等の負担額の五分之一以上を地方独立行政法人が負担している公益法人等

3 (略)

第3款 連結損益計算書の作成基準
第110～第113 (略)

第4款 連結キャッシュフロー計算書の作成基準
第114・第115 (略)

第5款 連結剰余金計算書の作成基準
第116・第117 (略)

第6款 関連公益法人等の取扱い
第118 (略)

第119 関連公益法人等の範囲

- 1 関連公益法人等とは、地方独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は地方独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、地方独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等をいう。(注78)
- 2 次の場合には、公益法人等の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない限り、当該公益法人等は関連公益法人等に該当するものとする。
 - (1) 理事等のうち、地方独立行政法人の役職員経験者の占める割合が三分の一以上である公益法人等
 - (2) 事業収入に占める地方独立行政法人との取引に係る額が三分の一以上である公益法人等
 - (3) 基本財産の五分之一以上を地方独立行政法人が出えんしている一般財団法人、公益財団法人
 - (4) 会費、寄附等の負担額の五分之一以上を地方独立行政法人が負担している公益法人等

3 (略)

4 (略)

<注78> 公益法人等の範囲について

公益法人等とは、財団法人、社団法人のほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究組合等の法人も含まれる

第7款 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記
第118～第120 (略)

第13節 合併に関する会計処理
第121～第126 (略)

4 (略)

<注78> 公益法人等の範囲について

公益法人等とは、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人のほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究組合等の法人も含まれる。

第7款 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記
第120～第122 (略)

第13節 合併に関する会計処理
第123～第128 (略)

「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」(第2章)の改訂の新旧対照表

(下線部が改訂箇所)

現行	改訂
<p>目次</p> <p>第2章 公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準及び注解</p> <p>第1節 一般原則</p> <p>第2節 概念</p> <p>第3節 認識及び測定</p> <p>第4節 財務諸表の体系</p> <p>第5節 貸借対照表</p> <p>第6節 損益計算書</p> <p>第7節 キャッシュ・フロー計算書</p> <p>第8節 利益の処分又は損失の処理に関する書類</p> <p>第9節 行政サービス実施コスト計算書</p> <p>第10節 附属明細書及び注記</p> <p>第11節 公営企業型地方独立行政法人固有の会計処理</p> <p>第12節 区分経理の会計処理</p> <p>第13節 連結財務諸表</p> <p>第14節 合併に関する会計処理</p> <p>第2節 概念</p> <p>第12 投資その他の資産</p> <p>1 流動資産、有形固定資産又は無形固定資産に属するもの以外の長期資産は、投資その他の資産に属するものとする。</p> <p>2 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。</p> <p>(1) 投資有価証券。ただし、関係会社(「第102 連結の範囲」及び「<u>第112</u> 関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連</p>	<p>目次</p> <p>第2章 公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準及び注解</p> <p>第1節 一般原則</p> <p>第2節 概念</p> <p>第3節 認識及び測定</p> <p>第4節 財務諸表の体系</p> <p>第5節 貸借対照表</p> <p>第6節 損益計算書</p> <p>第7節 キャッシュ・フロー計算書</p> <p>第8節 利益の処分又は損失の処理に関する書類</p> <p>第9節 行政サービス実施コスト計算書</p> <p>第10節 附属明細書及び注記</p> <p>第11節 公営企業型地方独立行政法人固有の会計処理</p> <p>第12節 区分経理の会計処理</p> <p>第13節 連結財務諸表</p> <p>第14節 合併に関する会計処理</p> <p>第2節 概念</p> <p>第12 投資その他の資産</p> <p>1 流動資産、有形固定資産又は無形固定資産に属するもの以外の長期資産は、投資その他の資産に属するものとする。</p> <p>2 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。</p> <p>(1) 投資有価証券。ただし、関係会社(「第102 連結の範囲」及び「<u>第113</u> 関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連</p>

会社及び関連会社をいう。以下同じ。)の有価証券を除く。

- (2) 関係会社株式
- (3) その他の関係会社有価証券
- (4) 長期貸付金。ただし、役員、職員又は関係法人（「第100 連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。以下同じ。）に対する長期貸付金を除く。
- (5) 役員又は職員に対する長期貸付金
- (6) 関係法人長期貸付金
- (7) 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権
- (8) 長期前払費用
- (9) 未収財源措置予定額（「第82 事後に財源措置が行われる特定の費用に係る会計処理」により計上される未収財源措置予定額をいう。以下同じ。）
- (10) その他

第3節 認識及び測定

第36 退職給付引当金の計上方法

- 1 退職給付引当金は、原則として、退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を計上しなければならない。
(注33)
- 2 退職給付債務は、公営企業型地方独立行政法人の役員及び職員の退職時に見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を一定の割引率及び予想される退職時から現在までの期間に基づき割り引いて計算する。(注34) (注35)
- 3 未認識過去勤務債務とは、退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加又は減少部分のうち、費用処理（費用の減額処理又は費用を超過して減額した場合の利益処理を含む。次において同じ。）されていないものをいう。未認識過去勤務債務は、平均残存勤務期間内の一定年数で均等償却することができる。

会社及び関連会社をいう。以下同じ。)の有価証券を除く。

- (2) 関係会社株式
- (3) その他の関係会社有価証券
- (4) 長期貸付金。ただし、役員、職員又は関係法人（「第100 連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。以下同じ。）に対する長期貸付金を除く。
- (5) 役員又は職員に対する長期貸付金
- (6) 関係法人長期貸付金
- (7) 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権
- (8) 長期前払費用
- (9) 未収財源措置予定額（「第82 事後に財源措置が行われる特定の費用に係る会計処理」により計上される未収財源措置予定額をいう。以下同じ。）
- (10) その他

第3節 認識及び測定

第36 退職給付引当金の計上方法

- 1 退職給付引当金は、退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額を計上しなければならない。なお、連結貸借対照表においても同様である。(注33)
- 2 退職給付債務は、公営企業型地方独立行政法人の役員及び職員の退職により見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算する。(注34) (注35)
- 3 未認識過去勤務費用とは、退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加又は減少部分のうち、費用処理（費用の減額処理又は費用を超過して減額した場合の利益処理を含む。次において同じ。）されていないものをいう。未認識過去勤務費用は、原則として各期の発生額について、予想される退職時から現在までの平均的な期間（以下「平均残存勤務期間」という。）以内の一定の年数で按分した額を毎期費

4 未認識数理計算上の差異とは、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更等により発生した差異のうち、費用処理されていないものをいう。未認識数理計算上の差異は、平均残存勤務期間内の一定年数で均等償却することができる。

5 (略)

<注34> 退職給付の総額のうち期末までに発生していると認められる額
退職給付の総額のうち期末までに発生していると認められる額は、退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法その他役員及び職員の勤務の対価を合理的に反映する方法を用いて計算しなければならない。

<注35> 割引率について

退職給付債務の計算における割引率は、安全性の高い長期の債券の利回りを基礎として決定しなければならない。

第13節 連結財務諸表

第2款 連結貸借対照表の作成基準

第107 連結貸借対照表作成の基本原則

連結貸借対照表は、公営企業型地方独立行政法人及び特定関連会社の個別貸借対照表における資産、負債及び純資産の金額を基礎とし、特定関連会社の資産及び負債の評価、連結される特定関連会社（以下「連結法人」

用処理する。

4 未認識数理計算上の差異とは、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更等により発生した差異のうち、費用処理されていないものをいう。未認識数理計算上の差異は、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を每期費用処理する。

5 (略)

<注34> 退職給付の総額のうち期末までに発生していると認められる額
退職給付の総額のうち期末までに発生していると認められる額は、次のいずれかの方法を選択適用して計算する。この場合、一旦採用した方法は、原則として、継続して適用しなければならない。

(1) 退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法（以下「期間定額基準」という。）

(2) 退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積もった額を、退職給付見込額の各期の発生額とする方法（以下「給付算定式基準」という。）。なお、この方法による場合、勤務期間の後期における給付算定式に従った給付が、初期よりも著しく高い水準となるときには、当該期間の給付が均等に生じるとみなして補正した給付算定式に従わなければならない。

<注35> 割引率について

退職給付債務の計算における割引率は、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定する。

第13節 連結財務諸表

第2款 連結貸借対照表の作成基準

第107 連結貸借対照表作成の基本原則

連結貸借対照表は、公営企業型地方独立行政法人及び特定関連会社の個別貸借対照表における資産、負債及び純資産の金額を基礎とし、特定関連会社の資産及び負債の評価、連結される特定関連会社に対する出資とこれ

という。)に対する出資とこれに対応する当該連結法人の資本との相殺消去その他必要とされる公営企業型地方独立行政法人及び連結法人相互間の項目を消去して作成する。

(新設)

第112・第113 (略)

第3款 連結損益計算書の作成基準

第114～第117 (略)

第4款 連結キャッシュフロー計算書の作成基準

第118・第119 (略)

第5款 連結剰余金計算書の作成基準

第120・第121 (略)

第6款 関連公益法人等の取扱い

第122 (略)

第123 関連公益法人等の範囲

1 関連公益法人等とは、公営企業型地方独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は公営企業型地方独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、公営企業型地方独立

に対応する当該連結される特定関連会社の資本との相殺消去その他必要とされる公営企業型地方独立行政法人及び連結される特定関連会社（以下「連結法人」という。）相互間の項目を消去して作成する。

第112 法人税等の期間配分に係る会計処理

1 連結法人の法人税等については、一時差異等に係る税金の額を期間配分しなければならない。

2 一時差異等に係る税金の額は、独立行政法人会計基準「第35 法人税等の期間配分に係る会計処理」に準じ、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上しなければならない。

第113・第114 (略)

第3款 連結損益計算書の作成基準

第115～第118 (略)

第4款 連結キャッシュフロー計算書の作成基準

第119・第120 (略)

第5款 連結剰余金計算書の作成基準

第121・第122 (略)

第6款 関連公益法人等の取扱い

第123 (略)

第124 関連公益法人等の範囲

1 関連公益法人等とは、公営企業型地方独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は公営企業型地方独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、公営企業型地方独立

行政法人の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等をいう。(注84)

2 次の場合には、公益法人等の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない限り、当該公益法人等は関連公益法人等に該当するものとする。

- (1) 理事等のうち、公営企業型地方独立行政法人の役職員経験者の占める割合が三分の一以上である公益法人等
- (2) 事業収入に占める公営企業型地方独立行政法人との取引に係る額が三分の一以上である公益法人等
- (3) 基本財産の五分之一以上を公営企業型地方独立行政法人が出えんしている財団法人
- (4) 会費、寄附等の負担額の五分之一以上を公営企業型地方独立行政法人が負担している公益法人等

3～4 (略)

<注84> 公益法人等の範囲について

公益法人等とは、財団法人、社団法人のほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究組合等の法人も含まれる。

第7款 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記
第124～第126 (略)

第14節 合併に関する会計処理
第127～第132 (略)

行政法人の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等をいう。(注84)

2 次の場合には、公益法人等の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない限り、当該公益法人等は関連公益法人等に該当するものとする。

- (1) 理事等のうち、公営企業型地方独立行政法人の役職員経験者の占める割合が三分の一以上である公益法人等
- (2) 事業収入に占める公営企業型地方独立行政法人との取引に係る額が三分の一以上である公益法人等
- (3) 基本財産の五分之一以上を公営企業型地方独立行政法人が出えんしている一般財団法人、公益財団法人
- (4) 会費、寄附等の負担額の五分之一以上を公営企業型地方独立行政法人が負担している公益法人等

3～4 (略)

<注84> 公益法人等の範囲について

公益法人等とは、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人のほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究組合等の法人も含まれる。

第7款 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記
第125～第127 (略)

第14節 合併に関する会計処理
第128～第133 (略)